# 関係団体・有識者からのヒアリング等における主な意見

## 1. 劇場・音楽堂等の現状と課題について

- 数十年前、いわゆる「箱物」設立ラッシュの中、地方都市に次々と会館・ホールが建設されたが、多くが充分に活用されておらず、多様な芸能分野の利用に関わるソフト面の開発・研究が伴っていない。急務は、ソフト面の充実・開発にある。
- 劇場・音楽堂は本来、舞台芸術の創造団体と施設が一体化して存在するべきだが、我が国の現状は、公立文化施設として作られた劇場・音楽堂の多くが、施設=箱としてのみ存在し、上演や演奏すべき創造団体とは無縁に近い状況にある。
- 多くの公立文化会館ではハードとソフトが分裂し、貸し館中心の集会施設となっており、 地域の文化芸術拠点であるはずの劇場・音楽堂という概念が共有されていない。地方自 治法の「公の施設」という規定は曖昧であり、舞台芸術を振興するという役割や目的が規 定されていない。
- 指定管理者制度の導入以降、サービスの向上や効率化が進む一方、管理運営コストの 削減が優先され、使用料の値上げなど文化活動を阻害する状況も生まれている。また、人 材の雇用・育成や事業ノウハウの蓄積・継続性等が確保されにくく、劇場・音楽堂等がそ の役割を十分に果たせていない。
- 財団法人を設立して、柔軟な運営を可能とする道も開かれ、運営に当たって工夫の進んでいる館も多いが、基本的な状況は変わらない。一部には、目的や事業も具体的に規定され、専門職員を配置した館も現れてきている。
- 公立の劇場・音楽堂等には、専門の人材を配置している館は少なく、配置されていても 人員が不足しており、施設の管理だけで公演にかかわらない館がほとんどである。
- 東京を中心とした大都市圏の住民とそれ以外の地域の住民とでは、舞台芸術を享受できる機会の格差が余りにも大きすぎる。この格差の解消には、地域の劇場・音楽堂の活性化が重要である。
- 市町村合併等による公立文化会館の閉館や予算減による舞台芸術の事業実施館の減少が起きている。また、地方財政の逼迫による事業費等の削減などを要因として鑑賞事業が小規模化している。
- 厳しい財政状況の中で、地方公共団体における芸術・文化事業予算の確保、公共ホールの自主事業の実施が大変厳しい状況にある。地域において中核となる劇場・音楽堂等が育つ前に、市町村ホールにおいて、自主事業の火が消えてしまうおそれがある。
- 地方公共団体の条例に規定されている施設の設置目的は抽象的であり、具体的に舞台 芸術の振興と明記されている例は少なく、住民への施設貸与が主事業となっている。また、 職員の主な仕事は施設の管理であり、運営組織として舞台芸術振興の意識は薄い。

## 2. 劇場・音楽堂等の果たすべき役割や機能について

- 劇場・音楽堂等は単なる施設ではなく、文化芸術活動活性化のための文化芸術機関として機能すべきである。都市や町の規模等により、その果たすべき機能は異なるが、少なくともその地域における文化芸術振興の拠点としての機能を明確にすべきである。そのためにも文化芸術や舞台技術、アートマネジメントなどに関する専門的な知識を有する専門職員の配置や、体制の確保が求められる。
- 劇場・音楽堂等は、国民に舞台芸術の創造・公演と享受機会を提供する事業を行う機 関とするべきである。
- 全国の公立文化施設は、舞台芸術や伝統芸能等の鑑賞、地域住民の活動や交流の場として活用され、各地域における舞台芸術の拠点施設として機能している。
- 劇場・音楽堂等の使命は、舞台芸術を通して豊かで優しい社会を作っていくことである。 子どもから高齢者まで、様々な地域の様々な人々が同じように舞台芸術に触れる機会を 提供できる制度にすることが望ましい。
- 劇場・音楽堂等は、芸術性を追求する事業(例:プロデュースオペラ)から舞台芸術の普及をめざす事業(例:ワンコインコンサート)まで、多彩な企画や事業を提供することが大切である。また、地域の多くの人々が自分の劇場と思い、リピーターとなって劇場を支え、劇場と住民がともに育っていくことが大切である。
- 劇場・音楽堂等は、地域に文化芸術活動の鑑賞の場を提供し、芸術面で牽引すること に加えて、ワークショップなどにより文化芸術の普及に努めることが必要である。
- 劇場・音楽堂等の自主公演が市民のものとなり、市民に還元されているということを目に 見える形で判り易く伝えるべきである。それにより、文化芸術活動の発信・支持につながる のではないか。
- 劇場・音楽堂等と地域商店街との連携などが望まれる。また、地域の小・中・高等学校すべての子どもたちに鑑賞の機会を与え、劇場の見学や舞台技術入門などの企画を通じ劇場を身近なものにすることも大切である。
- 劇場・音楽堂等は、あり方や運営の実態が極めて多種多様である。例えば、能楽堂や歌舞伎劇場、商業演劇や大衆演劇の劇場、寄席などもある。これら幅広い範囲を対象とする舞台芸術全体の振興を企図して制度を構築すべきである。
- 公立文化会館として一括りにされているが、実態としては、都市の人口規模、設置者の 考え方等により様々な設備、多様な運営がなされている。

#### 3. 劇場・音楽堂等の運営に必要な人材について

○ 劇場・音楽堂等のそれぞれの目的を達成できるよう、専門人材(経営、芸術、技術)の配置を義務づけるべきである。

- 一定以上の客席数と一定以上の年間公演回数を持つ劇場・音楽堂には、技術責任者 の雇用・委嘱を義務づけるべきである。同様に、企画・制作や上演において芸術的なイニ シアティブをもつ芸術監督の雇用・委嘱も必要である。大学で履修すべき学科の選定や 実務経験について、具体的な規定が求められる。
- 施設の機能を十全に発揮するために、必要な経営責任者、芸術責任者(創造発信施設では必置)、技術責任者、アートマネジメント人材などの配置が考えられるが、施設の規模や性格によって柔軟性をもたせる配慮が必要である。
- 資格については、各責任者はキャリアと実績を重視し、専門家として相当年数経験を積んだ人材と判断されるため、資格試験は不要である。アートマネジメント人材については経験とともに、将来的には認定検定試験や公的機関の講習受講等を検討すべきである。
- 地方では、1年に数回しか伝統芸能の公演がない施設もあるため、そのような施設に当該ジャンルに精通したスタッフを常駐させることは無駄になってしまう。例えば、県又は地域の中心地に必要なスタッフを常駐させ、県下の市町村等から依頼があった際に派遣する等の施策は考えられないか。
- 人材は中央からの派遣ということではなく、その地域で求めることを第一としつつ広く全 国からも求め得るものとし、芸術監督は有期契約制とするべきである。
- 公共ホールに必要な文化芸術分野の専門的人材の育成については、地域の中核的な 劇場・音楽堂においてだけではなく、国においても、直接、必要な中核的人材の養成を行 うべきである。
- 舞台技術者の育成について、優れた高齢技術者を指導員とするなど、高齢者雇用対策 も含め、継承も大切にした新たな舞台技術者育成システムが必要である。
- 地域の伝統的な文化資源や意欲ある人材を発掘、活用していくための雇用政策として の観点にも留意すべきである。

## 4. 劇場・音楽堂等の管理や運営の方法について

- 公立の文化施設の基本的な運営責任は、設置者である地方公共団体にあり、全国的な 視点での舞台芸術の振興の観点から、国は地方公共団体と協働して、自律的な機関であ る劇場・音楽堂を育成支援する体制をつくるべきである。
- 劇場等の運営には、地域の芸術文化の振興とともに、地域に開かれ、地域の振興や 人々の交流、元気、まちの賑わいづくりなどの視点が必要である。劇場等は、ハードとソフ トの一体が重要である。
- 芸術文化活動の拠点として、人的・財政的基盤の確立(県民の税金)が必要であり、その上で国の支援があって、舞台芸術が高まり広まる。また、公立ホールの場合には、知事や市町村長の理解が大切である。
- 劇場・音楽堂等は、充実した公演制作のために稽古、公演などで芸術団体の長期利用

や優先利用など、その目的に沿った特定の芸術団体との連携構築(例:フランチャイズ)を 可能とすることが必要である。

- 公共ホールは、文化芸術事業を行うだけでなく、地域活動の拠点として、いわば「地域の広場」的な役割を持っており、その運営については設置自治体の意向や首長のリーダーシップを尊重すべきである。
- 住民の身近な場所で文化芸術事業を企画・実施することにより、多くの住民に質の高い 文化芸術に親しんでもらうことが何より重要と考える。このため、地域において中核となる 劇場・音楽堂等を都道府県単位で育成して、都道府県内の拠点とし、域内の市町村ホー ルに対する人材育成の支援、財政支援を行うことが望まれる。

# 5. 劇場・音楽堂等への国の関わり方について

- 国民の芸術鑑賞や表現活動機会を確保するという文化芸術振興基本法の基本的精神 に立って、国レベルで文化芸術施設としての本来目的、役割を明確にすること、またその ための体制の確保を明確にすることなどは急務である。
- 舞台芸術の振興のために、文化芸術振興基本法の理念を具体化する個別法として、地方自治法の例外規定を設けるとともに、専門人材(経営、芸術、技術)の配置を義務づけるべきである。一定の基準により、国は劇場・音楽堂等の認定を行う。その際、劇場・音楽堂等への助成は、法律による国の認定基準とは別基準で行われることがふさわしい。
- 国が、舞台芸術の振興や地域文化の振興を理念とした公立文化施設のあるべき基準を示し、それを実施するところを劇場・音楽堂として支援し、各種優遇措置を与える。その際、ひとつの要件として文化振興のための条例の制定も促すことが考えられる。
- 劇場・音楽堂等のいくつかの機能を分類した上で、劇場・音楽堂等が持っている機能に 関して、国として関わるべき対象部分をある程度確定した上で、その上で国としてどのよう に関わるかを検討する必要がある。
- ハードとソフトの結びつきを築くための何らかのガイドラインが必要である。基本的には、 慣習など広い意味での制度で形成すべきだが、指定管理者制度が施行された現状では、 法制度も必要になってきている。ただし、文化は時代により変化していくものであるため、 法律などであまり細かく決めることは問題である。
- 法律に国による認定や助成が関連すると国による「選別」という形での介入が起こりうることから、国の財政支援については法整備とは切り離して考えるべきである。
- 芸術文化施設・機関という性格上、法的整備が国家による規制法というものであってはならない。むしろ国民の多様で自由な表現・鑑賞活動が、全国で展開されるための支援法という性格が求められる。
- 芸術や文化は本来自主的に取り組まれるべきものである。「登録制度」「資格制度」「支援」という形での、制度や資格の義務付けは慎重に対応すべきである。

- 劇場や音楽堂等の中には、規模や性格、立地等が異なるものが多数含まれており、そこに期待する役割も地域や人によって異なる。何か一律の「型」にはめ込むのではなく、それぞれが特性等を活かして、地域の芸術文化の振興やまちの活性化、人々の元気等に貢献できることを後押しするような制度であることを望む。
- 一部の大規模施設を選別して支援する仕組みの法律であってはならない。創造発信性 の充実強化を後押しすることも重要であるが、取組が弱い施設の活性化を図り、積極的な 工夫と努力を促すような法律であるべき。
- 国の文化政策として国が行うべきもの、例えば、文化芸術事業を担う中核的な人材の育成や文化芸術事業に対する財政支援等と、地域の実情に応じて地方公共団体が行うべきものとの区分、すなわち、国と地方の役割分担について検討する必要がある。
- 法的基盤の整備に当たっては、①地域の文化施設の果たすべき役割や使命を明確に示すこと、②文化芸術の受け手である全国津々浦々の国民の視点に立った法整備であること、③地域の文化施設の設置主体としての自治体及び国が果たすべき役割と責務について明文化すること、④地域の文化拠点施設の機能を維持発展させるために、専門人材の活用と育成の必要性を示すこと、⑤国民への説明責任を果たす評価制度を確立することなどが必要である。
- 劇場を中心とした地域の芸術文化活動の評価に当たっては、一定の芸術的評価基準だけではなく、地域に応じた多様な評価基準があってしかるべきである。
- 文化芸術の成果や効果を数値で評価するのは難しい。しかし、効率性や合理性で評価 することは一面近視眼的で危険でもあるが、来場者数などの数値で説明責任を果たすこ とはやはり重要である。
- 劇場・音楽堂への支援に際して、事業をどう評価するべきかが問題となってくるが、公平 公正な視点をもって評価できる機関として、別途検討されている諸外国のアーツカウンシ ルに相当する新たな審査・評価等の仕組みの導入が必要である。
- 公立、私立を問わず、地域や我が国の文化振興に果たしてきた役割を勘案し、充実・整備・支援のための施策を講じていくべきである。また、地域の実情に応じた支援であることが望ましい。

### 6. 劇場・音楽堂等の定義や対象範囲等について

- 劇場・音楽堂等は、公立文化会館とは異なる概念とし、単なる「公の施設」としてではなく、 主に演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などの舞台芸術の力を社会に生かし、振興して いく機関とするべきである。
- 全国の公立文化施設全体に及ぶ基本的要件と施設や活動類型に応じた付加機能基準 について規定することが重要である。
- 劇場・音楽堂という定義は曖昧なので、法制化を検討するに当たってはより一般的な文

化会館という名称を使用した方が良い。

○ 法律の名称についても、舞台芸術の特色と効用、文化施設の機能と存在意義、地域社会の活性化への貢献、文化施設の役割・使命などの観点から検討すべきであり、劇場法という名称は一部の機能に限定しすぎるため避けるべきである。

## 7. その他

- 地域の芸術文化活動の振興には、国や地方公共団体の役割が大きいことを基本に据えることが望まれる。そのためには、このような劇場・音楽堂等の制度的な在り方を議論していることを広く一般に認知してもらい、議論に加わってもらうことが大切である。
- 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について、本検討会も含め、様々な議論がなされているが、これらにより劇場が活性化されることは非常によい。更に、公的な支援により、劇場を利用したり、劇場で鑑賞したりする国民にどれだけの利益等(地域振興、雇用確保など)があるかを示すなどして、国民が幅広く議論できる雰囲気づくりをしてはどうかと考える。
- 劇場・音楽堂等の法的な基盤整備だけで全てが解決するわけではない。中長期的な視点での計画と法律運用が必要である。
- 劇場・音楽堂等は、言うまでもなく訪れることに価値がある場所であるが、来たくても来られない住民に対するアプローチも大切である。例えば、病院や老人ホームなどをネットワークで結び、落語などの公演を配信することも考えられる。
- 公立の劇場・音楽堂の概念を確立して、国立の劇場の役割見直しと充実への検討が必要である。また、公立の劇場・音楽堂に対応して私立の劇場への税制優遇など振興策の 導入が考えられる。